

口座振替 direct debit 導入

支部業務の削減

令和6年6月27日
START

- 組合費の集金
- 組合費明細表の作成
- 現金の管理
- 支部口座への入金

Reduction of clerical work

更なる組合業務のスリム化

組合改革 第三弾

詳細は次項以降に記載の
説明を
ご確認
下さい

福利厚生代支払い

簡略化



330-9719
埼玉県さいたま市
中央区新都心1-1
関東信託国税労働組合
電話 048-600-2700
FAX048-600-2700
発行人 鷲澤 直弥
編集人 中里 和寛

口座振替導入
キャンペーン
特集号

Q & A 口座振替について

- Q1、口座振替はいつから始まりますか？
A1、令和6年6月分より開始します。初回の引落日は令和6年6月27日です。
- Q2 引落しは毎月されますか？
A2、振替手数料の節約のため、口座振替は偶数月の27日に2カ月分まとめて引落しされます。また、8月と12月は賞与分も含めるため、3カ月分まとめての引落日となります。
- Q3、口座残高が不足して振替不能になった場合どうすればいいですか？
A3、毎月の振替は行わないため、次回振替時に前回分とまとめて4カ月分(時期によっては5カ月)振替処理をします。そのため、振替不能の無いよう事前に口座残高の確認をお願いします。
- Q4、今後、福利厚生代金はどのような支払方法になりますか？
A4、組合費とまとめて引き落とされます。福利厚生代金の引落日は福利厚生チケット等の購入時にお知らせします。振替不能の無いよう事前に口座残高の確認をお願いします。
- Q5、育休や病休等の長期休暇に入る場合、組合費は引落しされますか？
A5、育休や病休等の長期休暇に入る場合は組合費は免除されますので、電話や公式LINE等で直接本部事務所まで、休暇開始日又は業務再開日を随時報告ください。報告を基に組合費の引落しを停止又は再開させていただきます。
- Q6、昇格した場合、組合費の金額はどうなりますか？
A6、毎年8月1日現在の級を適用して組合費を集金しております。年度の途中で昇格した場合でも、来期の組合費の算出に必要なため、随時本部事務所まで報告ください。また、7月の定期異動期には組合費適用額の確認のため、公式LINE等で昇格の有無を確認いたしますので、**皆様の確実なLINE友達登録をお願いします。**

口座振替移行へのお願い

組合員の方へ個別封筒を送付します。
お手元に個別封筒が届きましたら、
4月17日までに「口座振替依頼書」を記載の上、同封した封筒にいれて支部書記長へ提出してください。
今回の取組みは組合員皆様のご協力が必要になります。
確実な対応をお願いします。
不明な点等ございましたら、本部事務所宛に電話いただくか、公式LINEのトーク画面にてご質問ください。

関信国税公式LINEアカウントの友達登録はこちらから⇒



関信国税では、組合改革として去年から第1弾のキャッシュバックキャンペーン、第2弾として公式LINEの開設と、組織拡大及び組合員の皆様の利便性の向上を図ってきました。

そして今回は、組合改革第3弾として組合費の口座振替を導入することとしました。

今まで関信国税では、組合費を現金にて集金しておりましたが、現金による集金を取りやめ、口座振替による集金に移行することとなりました。

組合費を口座振替により集金することで支部業務の負担軽減や財政事故を未然防止するとともに、福利厚生代金の支払い等が可能となり、今までより更に組合の利便性が高まることと考えております。

福利厚生代金の支払い



今まで福利厚生代金の支払いは、払込取扱票による郵便局窓口又は、ゆうちょATMでの支払いをお願いしていましたが、口座振替を導入することで、組合員の登録口座から直接引き落とすことが可能となり、組合員の皆さんの支払の手間を無くすことができます。

また、支払の際にかかっていた手数料もかかりません。

今後の活動について

支部決算書の作成業務の削減

組合費を本部で直接集金・管理することで、支部の収入を随時確認することが可能になります。

今後は、支部で組合活動にかかった経費のみを報告してもらうことで、本部で支部の決算を組むことが可能となり、更なる支部の負担軽減に繋がります。

その他

その他にも、口座振替を利用した組合業務のスリム化を目指していきます！

口座振替

組合費

始まります！



支部業務の削減



今まで支部の役員の方々をお願いしておりました、様々な会計業務を省略することが出来るようになり、支部の役員負担を大きく減らすことができます。

集金業務の省略

組合本部にて、組合員の皆さんが登録いただいた口座から組合費を直接引き落とすため、支部で組合費を集める必要がなくなります。



組合費明細表の作成の省略

組合員の皆さんの口座から組合費を直接引き落とすため、支部による組合費明細表の作成が不要になります。



現金管理業務の削減

組合費の集金業務がなくなることで、多額の現金を管理する必要がなくなります。



支部口座への入金業務の省略

支部組合費の集金業務がなくなることに伴い、集めた現金を支部口座へ預け入れる手間も無くなります。

